

告 示

埼玉県告示第八百一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として平成三十年七月四日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
加須市	飯積Ⅱ（飯積の一部）	平成三十年七月四日から 平成三十一年三月三十一日まで
加須市	飯積Ⅲ（飯積の一部）	平成三十年七月四日から 平成三十一年三月三十一日まで